

戦後の宗教と教育をめぐる争点と課題

山 口 和 孝*

はじめに

教育基本法の理解を軸とした宗教と教育をめぐる戦後の学問的争点と課題を概観したい。教育関連の学会レベルで、宗教と教育をめぐる戦後教育史への関心が高まっているが、本稿は、そうした関心を形成する意識や教育改革に連動した「心の教育」論の論議の前提として認識されるべき学問的視点を提供するものである。この種の研究は、宗教学や宗教社会学との学際的接点に位置する課題であるだけに、教育学分野においては未開拓の領域であった。したがって、教育学の領域では視野から欠落している宗教学・宗教社会学からの観点の紹介に比重をかけながら、学問的争点の網羅的な整理を試みたい。

第1章ではまず、宗教と教育をめぐる問題の研究史を概観する。第2章では、教育基本法9条理解の前提として、憲法の政教分離規定をめぐる議論と教育基本法9条の立法者意思理解をめぐる争点を紹介する。第3章では、教育基本法9条解釈上の基本的論点である宗教的情操問題を、宗教社会学上の論争からとそのイデオロギー的性格にわたって検討する。第4章では、教育基本法6条の「公の性質」に関わる宗教と教育の問題として、宗教系私学が原理的にはらむ憲法学的議論を紹介したい。

なお、争点の概観という本稿の性格から、論点に関する出典や関連文献をできるだけ紹介すべきであるが、紙面の都合で、教育学関係のものは割愛し、註記も最低限にせざるをえなかつたことをことわっておきたい。

第1章 宗教と教育の問題をめぐる研究史

1. 教育界と宗教界の研究スタンスの相違

宗教と教育との関係は、近代公教育の原理に関わる基本テーマであると同時に、日本においては、戦前の学校が国家神道の“布教所”であったという歴史的特殊性からして、戦後の教育学研究では主要なテーマになりうるものであった。しかし、教育界ではこれを、「私的教育問題」と限定的に解する傾向が一般的であつ

た。このテーマは、過去の「悪しき宗教教育」が処理された憲法・教育基本法によって終了済みであり、残されている課題は占領政策史の解明くらいという認識であった。したがって80年代までは、「宗教教育」というタームにおいて、国家の宗教的中立性原則が紹介されるか、私立学校・家庭教育における個別課題として記述されてきたにすぎない。また、欧米教育思想史・教育哲学、あるいは欧米法学のテーマとしては関心がもたれてきたが、日本の戦後史から提起される課題からは切り離された研究であった。

これに対し宗教界では、新憲法と教育基本法の下で宗教教育をどう合法化するかを焦点として、戦後一貫した関心を示してきた。当該問題を幅広く扱った最初の学術誌は、占領軍の“落とし子”として設立された国際宗教研究所の紀要（1956年）であろう。日本宗教学会は1947年の公開講演「宗教と教育」を皮切りに、50年の学術大会で「学校に於ける宗教知識と教育に関する決議」を採択し、学会内に特別委員会を設置して学会主導で関心を払ってきた。その業績は、戦前・戦後の宗教政策資料・政教分離に関わる一次資料の発掘・整理という点においては教育史研究に先行していたが、それらを教育政策史・教育思想史の土俵で検討した研究は少ない。

2. 1980年代までの争点の構図

日本宗教学会委員会の活動は、日本宗教学会編『現代青少年の宗教意識』（75年）、『宗教教育の理論と実際』（鈴木出版、85年）として示されている。後者の中で久保田圭伍は戦後宗教教育論の網羅的解説を試みている。それは、宗教が人間教育にとって不可欠な要素でありながら、戦後の学校教育法制下で宗教教育が制限されている問題点を指摘する論稿を網羅しているが、教育学・宗教学においてこうした主張と対抗関係にある研究を系統的に欠落させている点において限界がある。

他方、教育の領域では、1958年の特設道德や66年の「期待される人間像」、臨教審の「超越的存在」の提示、

*やまぐち かずたか 埼玉大学

キーワード：国家の宗教的中立性／宗教的情操／教育基本法／私学助成

そして一連の「靖国問題」・大嘗祭執行等に対して、天皇制イデオロギーや国家神道復活に繋がる「日本文化論」の復権という視点や新国家主義における国民の精神的統合としての宗教的情操論批判を主要な論調としていた。このように、80年代前半までの教育界の関心は、宗教教育問題を復古思想の再生イデオロギー、あるいは、宗教心育成の政策を企業国家を支える新しいナショナリズムに直結する教育イデオロギーとして分析することにあった。すなわち、戦後の象徴天皇制における宗教的国民統合指向とそれを教育反動化の思想とする対抗図式の中に研究の焦点がおかれていた。

したがって、教育界からの対応は、宗教的国民統合政策・イデオロギー分析の観点で批判がなされ、宗教界からはこれを「政治的」・「イデオロギー的」批判とかわす平行線の構図があった。学習指導要領の「畏敬の念」や、「期待される人間像」を宗教教育的に解し、教育政策論から宗教教育指導案までを網羅し、宗教教育論の原点的バイブルであった、日本教育連合会の『宗教的情操の教育』(68年)は、復古的な日本文化論を基調としていたからである。日本宗教学会の研究動向も基本的にはその延長線上にあった。

先述のように、宗教教育の問題は教育界においては決着済みであり、主として宗教界からの提起は「逸脱」や「復古」とみなされた傾向がある。それに対して宗教界からは、課題が正当に評価されない“いらだち”として、教育界の対応に不満が表明されることになる。こうした中、宗教界ではマルクス主義の観点から宗教教育論批判が展開されてきた¹⁾。それゆえ、80年代までの宗教教育論はマルクス主義宗教学への対抗を念頭においた論理が展開がされることになる²⁾。

3. 80年代以降の新しい課題

教育基本法制定30周年に日本教育法学会が企画した『教育基本法文献選集』(学陽書房)では教育基本法9条に関する基本文献が「意外なほど少なかった」と評されるほど、80年代までの教育法学分野における研究は手薄であった。しかし、公立学校における信教の自由を争った日曜日訴訟や「エホバの証人」高校生剣道拒否退学処分事件等、80年代以降にわかに浮上してきた公教育における「相違の権利」問題は、学習権論の深まりや、近代国民国家における価値多様性の承認問題とあいまって、憲法学や教育法学・宗教法学の重要なテーマとなってきた³⁾。

それは、宗教と教育をめぐる問題を天皇制イデオロギーとの関係やそれをめぐる政教分離問題として描かれてきたこれまでの対抗構図に、学校教育における宗教的少数者の学習権問題という新しいテーマを加える

ことになった。フランスのチャドル事件⁴⁾は、フランス革命以来の国是であった国家のライシテ（国家の宗教的中立性）の近代社会における民主主義性を問う事件であった。すなわち、ライシテは、共和国に敵対した前近代的宗教勢力を私的領域に押し込め、共和制を擁護するためには必要な原理であったが、それは、多民族性を現実とするようになったフランス社会の「相違の権利」=寛容に敵対する原理となってきているのではないかという問い合わせであった⁵⁾。価値多様な社会で寛容を実現する民主主義をいかなるシステムによって可能にするかは、宗教と教育をめぐる現代的課題である。これは、特に宗教的少数者からなげかけられた学習権の問題であるが、逆に宗教界の関心は薄い。

第2章 国家の宗教的中立性の理解

1. 政教分離規定の解釈をめぐって

憲法・教育基本法は、教育における国家の宗教的中立性を規定したが、これが国・公立学校での宗教教育をどう規制するものであるかは憲法草案審議の段階から争点であった。それは、憲法の政教分離規定をめぐる解釈の相違となってきた。特に、学校教育での宗教教育を強調する勢力にとって、新憲法20条は障害であった。その懸念は、新憲法審議と同じ帝国議会において、これは宗教的情操の涵養を尊重するものという趣旨を含むものであるとする国会決議⁶⁾に反映された。

憲法の政教分離規定の解釈をめぐっては大別して三つの立場がある。それは、そのまま教育基本法9条の理解の仕方の相違に連動する。その一つは、「厳格分離」説で、「分離原則は、個人の信教の自由の保障を完全なものにすることに向けられた制度であり、その内容は憲法上明示されており、その明示されたところにしたがって公権力を厳格に拘束する」⁷⁾とするのが憲法学の主流である。教育法の領域でも、宗教教育は「ほとんど無条件的な禁止」⁸⁾と解すべきとされている。この観点からすれば、宗教的情操教育を含めて、これを国・公立学校でおこなうことは教育基本法9条違反と解される。

「宗教的活動」については、これを特定の宗教・宗派の布教・宣伝・教化活動と限定する解釈と、宗教行為を広義に解する説とがあるが、憲法判例上は後者の採用が多い。宗教的な習俗については、「特定の宗教に源をもつものであっても、一般人にそのことを感じさせない程度までに生活様式化・慣習化している場合には、『宗教的活動』に該当しない」⁹⁾とされているが、津地鎮祭訴訟や箕面忠魂碑訴訟等で採用された「目的効果基準」に関連して、「一般人の宗教評価」・「社会通念」の適用をめぐっては論議がある。

これに対し、国家と宗教とを分離したこと自体、「宗教弾圧」、「日本精神の解体」とする批判や神道指令が憲法に反映したとする立法論にたつことへの批判¹⁰⁾等があるが、憲法学の世界では少数的見解である。

第二は、「宗教教育内包」説で、憲法・教育基本法はその立法者意思として宗教教育の尊重ないし重視を含むと解する主張である。この立場は、連合軍による教育管理指令（「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」47年）に先立つ文部省の「新教育指針」（46年）が宗教的情操涵養を課題としていること¹¹⁾や、先の「国会決議」をもって、憲法は宗教的情操教育を尊重することを内包しているとする¹²⁾。戦前から日本宗教界の重鎮であり、神道指令にも大きな影響を与えたとされる岸本英夫の憲法調査会での発言はこの系譜にある¹³⁾。

教育刷新委員会の「教育と宗教との関係に関する建議」（48年、第71回総会採択）、「社会教育と宗教との関係について」（48年、第77回総会採択）が、宗教的情操教育の尊重を建議していることもこの立場に論拠を与えている。戦前、宗教的情操の必要性を容認した35年の「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」文部事務次官通牒の存在をもって、「この通牒は戦後も生きている」¹⁴⁾と、戦前法制との連続性をもって憲法解釈をする立場も宗教界では有力であるが、憲法学的に成立するかどうか疑問である。

他方、占領期の文部省が発した見解の中には、「学習指導要領社会科編取扱いについて」（教科書局長通達、48年）や「社会科その他初等および中等教育における宗教の取扱いについて」（文部事務次官通達、49年）にみられるように、神道指令の枠組みの中にある指示もあり、その姿勢には混乱がある。立法者意思にそった憲法や教育基本法解釈として学校教育法制上これらの混乱をどう理解するかの教育史研究が待たれる。

また、重松鷹泰・勝田守一の手による学習指導要領には、アメリカのコース・オブ・スタディーを模した宗教課題が採用されていること、1950年の中学校3年生用教科書『宗教と社会生活』の発行¹⁵⁾、その後の特設道德への宗教的内容の加味等、戦後の教育施策は、実態的に宗教的情操教育を採用してきており、憲法論より事実を優先させてきたといえよう。

第三の立場は、憲法は宗教に対して「好意的中立性」をもつとか、分離の壁は緩やかにし、国家と宗教は協調すべきものとする説である。田中耕太郎は、宗教の平等的扱いを主張し、これを「好意的中立主義」¹⁶⁾とする。教育法令研究会も教基法9条理解として同様な見解をとり、「本條第1項は、すべての教育を通じて、宗教教育が重んじられるべきことを前提として、その可能な最小限を示そうとするもの」¹⁷⁾とする。教育行政

論にも、特定宗教の国教化を排除しながら宗教・宗派間の平等な取扱いをし、それを自由選択させるのが国家の中立性とする見解がある¹⁸⁾。憲法論の主流は、国家がすべての宗教を宗教を等しく優遇することも、国家がそれによって無宗教の自由を抑える結果になる点で宗教の自由に反する、とする。

憲法の宗教好意論から、宗教教育を尊重する教育基本法理解が導きだされ、学校教育で可能な宗教教育教材論を提示する代表的なものに小原國芳『宗教教育論』（玉川大学出版）がある。しかし、文部省が全国の小・中学校に配付した『道徳の指導資料』（67年）作成に関し、羽溪了諦の下で宗教教材の収録に腐心した深川恒喜は、平等な宗教の扱いや宗教的情操の涵養に適する資料を採用することの困難を回顧し¹⁹⁾、文部省も教育の現場での宗教の平等な取扱いに「波乱の類い」²⁰⁾があつたと認めるように、実態は否定的であった。

緩やか分離説は、宗教教育論者に限らず、一連の「靖国訴訟」判決とそれをめぐる憲法論においても一つの潮流として展開された。これについては多くの論文があるので記さないが、宗教と教育をめぐる観点からすると、欧米諸国における公教育と宗教の未分離の事例を論拠に、日本的な「厳格分離」説を批判して「協調論」の立場をとるものと、厳格分離は、国民の共通の価値認識を破壊して国民の精神統合を不安定にするという立場とがある。こうした視点から占領政策と宗教を総括的に論じたものに、井門富二夫『占領と宗教』（未来社）がある。これは、宗教は国家・社会・民族文化と不可分なものであり、国民精神の核とする思想を前提とするが、それをめぐる議論は次章でふれることになる。

2. 教育基本法の解釈をめぐって

次に、教育基本法9条解釈に固有な争点を整理しておこう。

その一つは、教育基本法では「特定の宗教のための」教育が禁止されるとあるが、憲法にはそうした制限がないことをもって宗教的情操教育は適法的とする²¹⁾。「厳格分離説」に立てば、この両者とも違法とされる。教育刷新委員会における教育基本法審議の過程で、「宗教的情操の重視」が盛られた条文が、憲法に抵触するとしてGHQや法制局の見解によって削除された経緯は占領期教育史研究において明らかにされている。しかし、教刷委で9条は特定の宗教的教育の禁止と発言をしてきた田中耕太郎や教基法の趣旨徹底指導者講習会での辻田力（文部省調査局長）の説明等の言説に依拠しながら、特定性のない宗教教育は国・公立学校でも可能とする説が宗教教育論の主流に位置する。

次の争点は、上記と関わって、教基法1条の「人格の完成」を宗教教育とセットでとらえる教育基本法の教育学的解釈をめぐってである。こうした解釈は、田中耕太郎²²⁾の言説や岸本英夫の宗教論²³⁾を最大の根拠としている。この理解は、復古的文脈だけでなく、日曜日訴訟の中でも、公立学校における宗教的少数者の宗教の自由に対する国家の擁護義務論としても展開された²⁴⁾。「人格の完成」をめぐる論議の経緯とその現代的理解については、近年、子どもの権利条約との関係で研究が進んできている²⁵⁾。

次に、9条1項の「宗教に関する寛容」の解釈での対立を紹介しておこう。第92帝国議会衆議院教育基本法案委員会で、辻田力政府委員は、この意味は宗教をもつ／もなたい者双方への寛容であるから「対する」ではなく「関する」とした趣旨を説明している。法学の世界ではこれを立法者意思とする。宗教教育＝人間教育の立場からすると、これは宗教に「対する」尊重義務と解釈される傾向が強いが、日曜日訴訟判決でも裁判所はこの観点を採用していない。教育哲学論議としてはありえても、法律論としてはどうであろうか。

また、宗教多元状況の社会での寛容問題という現代的課題に関わって、教育基本法9条2項による宗教教育の禁止と1項の宗教寛容は矛盾するとする議論に対して、こうした規定の仕方こそ、禁止しながらその自由を擁護するという宗教問題に固有なパラドキシカルな論理構造が反映していると評価する立場もある²⁶⁾。

最後に、国・公立学校の宗教教育としては「宗教知識教育」が可能であり奨励されるとする見解が、9条理解として一般的に受容されているが、家永教科書裁判の過程で明らかになったように、現行の教科書検定制度の下では、宗教の歴史的事実・文化的評価に関しても歴史研究者の研究成果より国家の歴史観・宗教観が優位するシステムが存在する。そうした現実からかけ離れて、「客観的な宗教知識」といわれるものを無前提に肯定することは現実的な意味をもたないであろう。

また、近年の「異なる価値」への寛容論議と相俟って、宗教学ではアメリカの神学者ハービー・コックスが「宗教の両義性」と表現する、「開く」面と「閉じる」面総体としての宗教機能の認識²⁷⁾、すなわち、歴史的実態としての宗教の暴力性・排他性・差別性への直視が、これから宗教認識として重要であることが宗教学の世界で自覚化されはじめている。島薗進は、オウム真理教事件を契機としてこの認識を進め、近代以降の日本の伝統的宗教が寛容と平和の精神を内包していたとする渡辺昇一の見解には²⁸⁾、果たしてそれらは「暴力や攻撃性を抑制するようなものであったか」²⁹⁾と疑問を提示する。宗教知識教育には、カント以来形成されて

きた宗教の「閉じられた」内面性評価への傾斜という評価枠組みそれ自体の問い合わせが加味される必要があるだろう。こうした観点からみると、岸本英夫が回顧しているように、戦前の宗教的情操教育が、戦地に向かう青年に死の覚悟をさせるのにいかに有効であったか³⁰⁾について、宗教者や宗教教育論者側から贖罪の声が聞かれることも、宗教的情操教育論の思想的内容が深まらないことに繋がっている。

第3章 宗教の定義・人間論をめぐる争点

1. 宗教=人間存在不可分論

宗教と教育との関係は、人間形成の本質をめぐる原理的な問題である。近代公教育は、神の「御手」と「攝理」を軸とする子どもの訓育から、人間の理性に基づく人格形成への転換を思想的原理とした。それは、宗教を私的領域のものとして、国家が組織する教育の場外においたのだが、同時に、公民たるに必要な道徳性を誰が、何に依拠して提供しうるかという新しい問題を生みだすことになった。

新しい道徳的価値の提供者が国家であれ、その依拠するところが人間理性や合理性であれ、それが世俗的なものである限り、近代社会の“病める心”に根本的な解決を与えるものではないというところに宗教の現代的意義の「再発見」が繰り返されることになる。その論理には大別して、(1)宗教と人間形成不可分論と、(2)宗教と国家・社会・文化不分離論の二つの思潮がある。

まず、(1)からみてみよう。この立場は、人間そのものが宗教的存在であって、生の究極的意味づけと人格形成は不可分とする。したがって、それを欠いたところに人間否定的な社会病理と退廃文化の根源を求める。田中耕太郎の宗教教育観も同一線上にある。日本連合教育会や日本宗教学会を中心とした宗教教育必要論の一つの流れはこの系譜に属する。

こうした宗教観は宗教概念問題と直結している。特設道德での宗教的情操の登場と関わって文部省は、『宗教の定義をめぐる諸問題』(調査局宗務課、61年)を刊行しているが、宗教学者144人の定義を並べながら、結論としてはその一つとして共通のものはない定義の明確化を放棄している。これに対して、佐木秋夫は、宗教学会において、混乱する宗教概念の拡散状況を、W.R.コムストック(『宗教 原始形態と理論』東京大学出版)に依拠しながら、①超越性・超自然性・神秘性、②究極的関心、③聖なるものの三形態に分類し、それぞれのイデオロギー的性格の分析を試みながら、宗教の本質は、超越性・超自然性・神秘性を核とするものとして認識することによってのみ、宗教と非宗教

の社会科学的区別が可能であるとした³¹⁾。

この分類に依拠すれば、①の観点は、学習指導要領の「人間の力を超えたものへの畏敬の念」の説明に採用されることが多い。日本連合教育会の展開する宗教的情操教育論³²⁾に代表される。この立場は、宗教の定義論からすればもっとも宗教の本質を代表するものであるが、それだけにその宗教的情操教育論には、古くから教育学・哲学や宗教学から、例えば、「自己を超越する人間の能力の中に宗教の基盤を見ることと、その基盤をそのまま宗教と同一視することは、まったく別の問題である」という批判を受けてきた³³⁾。

現代において争点となるのは②の観点である。岸本英夫は、人間の課題(a)と課題処理の宗教の働き(x)の間には、常に $x > a$ の不等式が成り立ち、この(x)の働きを「究極的」としてこの立場を代表する³⁴⁾。W.G.オールポートやR.B.カッテルの宗教的情操論もこの範疇にある。人間が本来的に宗教的であるかどうかは別にして、人間存在の意義の探求やアイデンティティの確立等、人格形成にとってきわめて重要という見解は、そのバリエーションである。究極的関心論は、今日の「個性の尊重」を宗教的に位置づける論理として展開される。

③の観点は、宗教教育論としては、L.オットーの「聖なるもの」への「畏れ」の宗教的感情論をベースにして展開してきた。しかし、現代の宗教学は③の概念の採用には否定的で、心理学においても、宗教の特殊個別性への盲目的依存による側面を払底できず主流ではなくなった。しかし、日本では、宇野円空の『宗教学通論』(彰考書院、48年)によって「畏敬」が学説化されて以来、「期待される人間像」の「畏敬の念」や今日の「生命の尊重」論の文脈で宗教的情操論の根強い論拠となっている³⁵⁾。宗教的感情論は、直観的な経験的場面では受容されやすいが、宗教体験と非宗教的なそれとの区別が明確でなく科学的な概念とはいひ難い。

2. 宗教と国家・社会・文化不分離論

宗教はその信仰体系を通じて個人を社会に統合する機能をもつところに本質があるとする宗教の社会統合機能に注目する宗教論は、ロバートソン・スミスやE.デュルケム以来多数ある。ルソーの「世界宗教」もこの系譜に属する。デュルケムは、教会の中にあった神は否定しながら社会にそれをみいだし、T.パーソンズは、宗教多様な現代社会にもそれを統一する宗教的枠組みとして「市民的宗教」が存在するとした。

この観点からすると、社会の維持システムの中に宗教は無限に存在し、宗教と社会とを分離することは成立しない。宗教学の立場からも、P.バーガーのよう

に、人間の社会性と宗教性を同一視するデュルケム的観点への鋭い批判がある³⁶⁾。また、この立場からは、「支配層が、体制維持のために宗教の統合機能を意識的に操作する現象」³⁷⁾を見抜けない。

70年代の宗教衰退現象の中でも宗教の社会的統合機能は喪失されていないとする「現代の宗教再発見」は、R.ベラの「市民宗教論」(civil religion)の提示によって世界中の関心を集めた。日本でも、「市民宗教」を「国民宗教」「公民宗教」等と読み替えて、神話の体系こそ「日本固有の国民宗教」³⁸⁾とか、アメリカの「市民宗教」とは「アメリカの国家神道そのもの」³⁹⁾と解して、政教分離原理そのものが、国民の求心的統合に敵対するものとして、宗教教育の排除を批判する論理を加勢した。また、一連の「靖国訴訟」を宗教習俗=社会通念の観点から支援する論として、社会倫理の儀礼的表出は「政治的宗教」が不可避に内包する国民統合の象徴とする観点も提出され、「日の丸・君が代」を含めた国家的儀礼や宗教習俗を個人の経験を超える国家的な宗教的因素とした。

宗教と国家・社会・文化不分離論への批判は、主としてデュルケムの宗教論に対するマルクス主義からの批判が代表的であるが、70年代から世界の宗教社会学者の間で深刻な課題となった「脱宗教現象」の評価をめぐる世界的論争は不分離論に新たな視点を加えた。この論争は、「世俗化論争」と総括されるが、それは宗教の再定義をめぐる論争でもあった。「世俗化論争」の視野にあったものは、60年代以降の一方における既成宗教の衰退と他方における新宗教運動の勃興という矛盾現象であった。論争の争点は、「脱宗教現象」は宗教の「衰退」なのか、それとも「変容過程」とみるかと総括できる。

「衰退論」は、B. ウィルソン等に代表され、伝統的な宗教は私的領域へ転移し、その社会的機能は他の公的価値や合理的価値に代替されていく過程とする。しかし、宗教の外的制御機能の衰退にすぎないとみる点において「変容論」と繋がる。「変容論」は、ベラの「市民宗教」のように伝統的宗教に代替する新たな「聖なる正当化体系」としての新しい宗教が社会にみいだされるとする。宗教は、社会が存続する限り、その姿を様々に変容させながら、社会的統合機能の象徴として不滅的に存在するとする。「変容論」は、先にも述べたような、ナショナル・アイデンティのための宗教教育論と結合しやすいが、「変容論」が、新しい宗教運動に宗教復権をみいだすのに比して、宗教教育論はこれを無視し伝統的・習俗的な民族的心性にそれを求める。

「世俗化論争」に付随した宗教定義論争は「控え目に言っても、混乱のそれであ」り「一種の行き詰まり」⁴⁰⁾

と総括され、唯一共有されたのは、「公的な分野においては制度としての宗教はその存在意義を失いつつある」という見解⁴¹⁾であった。したがって、その後の宗教者会学の世界では、宗教の定義問題は回避される傾向にあり、宗教の普遍性を語れなくなった。80年代中葉からの宗教多様性への自覚の拡大は、この傾向を一層促進し、研究の主流は宗教の外的形態論から個別宗教の内在的機能論へ転換していく。宗教教育論もこうした研究動向を反映して、宗教多様状況に対応できる新しい論拠をみいだしていない。

しかしながら、宗教教育必要論が、喪失された社会の統合的価値の回復という文脈で語られる時、「変容論」にリンクする宗教論が展開されるが、「変容論」の根拠づけとなった新興宗教運動はその文脈から排除されるという奇妙な論理を構成する。

3. 宗教的情操教育論をめぐって

「畏敬の念」にしろ「生命の尊重」にしろ、こうした感情を宗教的文脈から説明する論理には様々な系譜があり、それ自体は、宗教学や宗教心理学の課題である。また、ある宗教には、必ずある種の宗教的感情や心理・態度＝宗教的情操が付随することは自明である。しかし、憲法・教育基本法の下で「特定でない」宗教教育は可能とする論理にとって、宗教的情操は、特定性のない一般的な宗教的感情、あるいは、全宗教に底通する共通感情として普遍的に存在することが前提とされねばならない。

宗教的情操教育論は、戦前、自由主義やマルクス主義への対抗思想として、学校教育に宗教教育を導入され、国体明徴運動を頂点とする天皇神格化を内的心性として形成させようとする政策的概念⁴²⁾として登場したものだが⁴³⁾、戦前においてもその成立要件は宗教関係者の間において論争的であった。国家への宗教動員として内務次官床次竹次郎によって組織された三教合同（12年）や国家神道への宗教動員とされた帰一教会等の政策的動きに際して、谷本富・新渡部稻造・澤柳政太郎・高楠順次郎等は、「靈的生活」の重要性や人間本性と宗教との不可分性を認めながらも、それらは特定の宗教・宗派と分離されては成立しえないこと、あるいは、宗教の多様な日本の現実からして学校教育に持ち込める共通的な宗教的感情はありえないとしている。澤柳は、「宗教は一でないから、所謂普通教育の中に宗教を入れることは出来ぬ、ヨシ出来てもせぬ方がよい」とする⁴⁴⁾。

これに対し、1935年の宗教教育協議会で宗教教育の導入論を展開した矢吹慶輝は、一宗一派に偏しない宗教的感情の成立論を展開している⁴⁵⁾。特定性のない宗

教的情操の概念は、宇野円空、上野隆誠、西沢頼応、竹園賢了等による西欧宗教心理学（カッテル、マクドゥガル、オールポート等）を學問的基盤として展開されてきた。こうした諸論は、戦後もデューイの「宗教」と「宗教的なもの」の区分（“Common Faith”）等を援用しながら、岸本英夫等によって引き継がれ、学校教育への宗教教育の可能性論を構成してきた。

こうした思潮には、戦前同様、宗教者・宗教学者やマルクス主義のサイドから、宗教的情操と信仰は不可分であり、特定の宗教・宗派を離れた宗教的感情一般は成立しないという批判が提示されてきた。憲法制定議会における金森徳次郎も、「宗教教育と云うことも、特定の宗教教育と組み合わせなければ考えられないのあります」⁴⁶⁾と答弁している。

以上の思潮構図は、戦前も戦後も基本的には変わらない。先述の様に戦前の宗教的情操論は、青年の思想対策と天皇神格化を補完する教育方法としての機能を濃厚にもっていたが、国民の思想動員としての歴史的責任性を視野に入れながら、かつ現代においても学問的にそれが成立しうる論拠を示すものは希有である。

宗教的情操論は3つの潮流に大別できる。まず、既成宗教を媒介として表出される宗教的感情のエッセンスを宗教の「正しい」共通感情として抽出しようとするものがある。これは、新興宗教やカルト集団などの存在を暗黙に否認することによって宗教意識に序列をもち込む。宗教教育論者にも、過度な信仰心は反人間・反社会的行為に繋がることもありえ「宗教的情操が常に人間形成に役立つとは必ずしもいえない」⁴⁷⁾と指摘する者もいる。

全宗教を超越する通宗教性を発見しようとする試みは、個別の宗教的価値を超える普遍性を求めることになるが、個別価値に踏み込めないから、必然的に感性的レベルの評価に終始し、人間の一般的感情との区別を曖昧とする。あるいは、全てを超越する何者かを設定せざるをえなくなるが、その特殊性を個別的に説明できないために感性をくすぐらない。

伝統的な宗教習俗の世界にその感情を発見すれば、偏狭なナショナリズムと結合しやすく、宗教多様な社会との共生に困難をかかえることになる。例えば、神道には「日本に特有な潜在的宗教性」をもつ⁴⁸⁾というように。こうした難点を克服できる説得的な宗教的情操論は提示されていない。

第4章 宗教系私立学校の自主性と公共性

1. 私立学校法制の整備と宗教の扱い

私立学校は、文部省訓令第8号（1945年）と教育基本法第9条2項により宗教教育の自由を保障された。

1949年10月の文部事務次官通達「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱いについて」は、私学は軍国主義的教説の教授でない限り、すべての宗教的教育と宗教的活動に関して、自らの教育方針や実践を決定する自由を有するとしている。これは、学校教育における信教の自由の尊重の内容を具体的に述べたものである。

その後、51年の教育職員免許法改訂で宗教科免許の要件が法定され、さらに、特設道德設置に際して、私学の正課としての宗教教育は道徳に代替する時間であることが規定され（学校教育法施行規則第24条2項）、宗教教育に関する教育法制は完了した。宗教科教師くらいは国家の資格認定から自由でありたいとする見解もあるが論議にはなっていない。

2. 憲法89条と私学助成の整合性問題

戦後の私学法制をめぐる最大の課題は、憲法89条及び教育基本法6条と私学助成の整合性問題である。

私学問題を審議した教育刷新委員会第四特別委員会の論議の焦点は、(1)教育税の新設とその一部による私学助成、(2)戦災復興に対する長期低金利融資、(4)寄付金の免税措置、(4)教職員の待遇改善のための補助等もっぱら財政問題であったが、その論議を制約したのは、新憲法89条に規定される「公の支配に属さない」教育事業への公金支出禁止であった⁴⁹⁾。新憲法審議の帝国議会において金森徳治郎国務大臣は、私学は「公の支配」に属するもので、それへの補助金は合憲とする趣旨の発言をなしているが、それは、私学がまだ旧私立学校令の下に強力に管理・監督されていた前提のことであった。

89号条問題が再浮上したのは、私立学校法策定の過程であった。政府は、89条に関して「公の機関が自ら事業を行っているような実質」を備え、「決定的な支配力」が及んでいる場合をもって「公の支配」があると解する見解⁵⁰⁾を示していた。したがって、学校教育局で私立学校法策定作業に参画した安嶋彌の回顧によれば、法案作成は「重大な暗礁に乗り上げた」⁵¹⁾。監督事項ができるだけ制限して私学の自主性を尊重する一方、これが「公の支配」の要件を充足する方策を編みだす必要に迫られたからである。

しかし、新憲法との法的整合性よりも私学の利益を代表する立場にたったGHQの方針により、私学の自主性と公的規制の整合性問題は、憲法レベルにおける論議を不透明にしたまま私立学校法が制定されるに至る。それは、憲法調査会や国家財政縮小政策の論議で、私学助成違憲論や89条削除論が常にひきだされる根拠を残すことになる。こうした論は、伊勢神宮や靖国神

社に対する公金支出を支持する論調と結合しており、その文脈において評価が加えられなければならないが、教育史・学校教育法制史の観点からも私立学校法制定経緯それ自体の研究は必要であろう。

私立学校振興助成法成立当時（1971年度施行）、宗教系私学の占める割合は、私立学校のうち小学校が57%、中・高校では31%⁵²⁾。全宗教系私学のうちキリスト教系が71%、仏教系は26%⁵³⁾となっており、国民の宗教分布に比して、教育界における宗教系私学（特にキリスト教系）の比率と影響力は非常に大きい。したがって、私学への公費助成問題は、特定の宗教教育機関への公費助成と憲法の政教分離規定との整合はいかに可能かの課題と同義ともいえる。

憲法学における文理解釈では、私学に対する国家の監督権限からすると、これを「公の支配」に属するものとはみない私学助成違憲論が長い間主流であった。しかし、公教育に占める私学の特殊な歴史的性格と現実的問題から帰結される私学助成の要求に「『共通理解』があったにもかかわらず、憲法規定の合理性そのものに疑問が呈される等、理論的には不安定な状況が続いてきた」⁵⁴⁾。

私学助成合憲論を教育の機会均等論と教育権の観点から展開したのが教育法学やその成果の流れにある憲法学であった。それは、私学助成は、憲法第26条から演繹される命題であり、その1項の趣旨と経済上の裏付けとなるべき憲法第25条の完全な実現がない現状においては、私学への公金支出違憲は、立法論としての妥当性を欠くとする⁵⁵⁾。

3. 「公の性質」たりうる宗教系私学の課題

私学が「公の性質」（教育基本法第6条）をもつものとしても、宗教系私学への公費助成は私学の自主性と政教分離原則の各々に矛盾をはらむものであることには変わりなく、また、宗教系私学存立の意義を公費助成拡大に訴えることは近代公教育の原理に照らして論理必然ではない。確かに、日本の現状では、私学経営問題を市場経済原理のみに委ねることは、公教育の機会均等を大きく崩すことに直結する。したがって、私学一般論としては公費助成拡大論は成立しても、宗教系私学はこの矛盾を原理的には払底できない。

私学を公的補完機能とする観点からは、公費助成は「過渡的必要性」⁵⁶⁾とみなすこともできようが、私学の歴史的特殊性を考慮しながら、宗教系私学の自主性と公共性を憲法・学校法制上で整合させる課題は、教育と宗教をめぐる法制上の難問である⁵⁷⁾。例えば、正課としての宗教授業・活動を他の思想・信条から拒否する権利を児童・生徒は有するか、「建学の精神」と異なる

思想・信条をもつ教職員の「相違の権利」はどこまで寛容されるか等の人権問題に関して、宗教教育尊重論者の中にはえてして消極的な見解がめだつ⁵⁸⁾。学校教育での宗教尊重を強調しながら、同時に、他価値としての宗教や非信仰を排除するという論理の矛盾は、宗教尊重が、「わが宗教」のそれでしかないことを露呈しているともいえよう。

宗教系私学が自主性と公共性を統一的に体现し、私学助成を合憲的な実態となすためには、宗教上の差別・優遇体質、宗教科目・活動の強制等からの脱却を含めた「相違の権利」を容認する寛容の学校づくりに向かう“禁欲”が要求されると共に、現下の学校教育の中で救済や癒しを求める多くの子ども達にこそ手を差し延べられるオールターナティブ性を示す方向を追求することであろう。

おわりに

「高度経済成長」を遂げた日本社会の大量消費構造と効率主義・競争原理による人間疎外は、超越的なもの・神秘的なものへの渴望をうみだす社会的土壤を形成していった。70年代中葉から数次の波をもって出現した「宗教ブーム」の実態は、非合理主義・神秘主義を中心とし、伝統習俗的な宗教儀礼への回帰とオカルト・超能力的な世界への傾斜を両翼とする呪術的な新興宗教の流行であった。それらの宗教は、世俗的自由主義への批判を掲げるところにおいて、集団と自己救済の関係基盤の欠落感が浸透する人々には魅力的な面を提供もしたが、他方、阪神大震災やオム真理教事件に対する既成「宗教界の“沈黙”」は、現代日本の「宗教不在」と「自己破産の露呈」⁵⁹⁾を示した。また、競争と管理に追立てられ、世俗の世界で逃げ場を喪失している多くの子ども達に、現実の宗教は有効な手段と空間を提供してこなかったどころか、逆に、宗教系私学は教育市場における競争にエリート教育をもち込んで宗教教育の優位性と意味をかけてきた。それは、“宗教教育”的不在ではなく“宗教”的不在”を印象づける。

こうした宗教の現実は、宗教への不信・懷疑へ青年の意識を傾斜させる。それゆえにこそ、宗教の正邪を峻別できる力を教育する必要性が主張されるのだが、宗教多様性への自覚を拡大しようとする宗教社会学の観点からは排他的であり現代認識が欠けると評される。

80年代の「宗教ブーム」以降、近代啓蒙主義的な宗教論の批判として、呪術的宗教・原始的宗教の再評価や復権を求めたり、近代直前の日本宗教を範型とする伝統的宗教の再評価をおこなうポスト・モダン宗教論が登場してくるが、これらは一方で、近代合理主義に対立しながらも、他方で「天皇教」に同調する宗教教

育論に陥る危険性もはらんでいる。

「制度面で経済的、政治的、教育などが宗教から自立している過程」、すなわち「非聖化の最も大きな結節点が“政教分離”である」というドベラール⁶⁰⁾を借りるまでもなく、近代社会における宗教と教育をめぐる課題は、政教分離という民主主義の原理問題と同義である。したがって、現代教育と宗教の関係も、「伝統主義のゆりもどしや根本主義の復古プロジェクトが、近代の規範的構造におよぼす危険」⁶¹⁾を視野にいれた論理が構築されなければ、人間の本性に迫る論が人間社会に敵対する自己撞着をまぬがれない。

かといって、現代の疎外された社会は、子どもの心の平穏・幸福要求や自己確認の解答を十分に用意できているわけではない。したがって、「近代自由主義がかえる内的な欠陥である社会道徳が欠如していた」⁶²⁾ところに宗教の公的領域での発言を求める機会と要求が繰り返し成立する。宗教復権論は、現代社会の行き詰まりを映し出す鏡でもある。

そこに、神の領域と人間の領域の対立図式という世界理解の二元的認識論を脱して、宗教のもつ救済・癒しという実践的機能やそこに秘められた人間本性の豊かさという内在要素を教育は再評価すべきではないかという教育論が登場しあげていている。例えば、森田俊男は、民衆の伝統的な宗教的意識・行為を「神道イデー」と分離するところにその再評価の可能性をみいだそうとしている⁶³⁾。

こうした発想は、従来の宗教教育論とは異なる教育学の系統に属する。しかしながら、天皇制にまとわりつく前近代的な宗教の処理が思想的にも制度的にも精算されていないわが国の精神風土を残したまま、その上に、現代資本主義の極限まで達した人間疎外への“癒し”回復を宗教（ないし宗教的なもの）に依拠しようとする教育論は、いずれにしても、国家の宗教的中立性という近代的原理との特殊日本的な理論的格闘が要求されるであろう。

注

- 1) 代表的には、佐木秋夫「宗教概念の没骨的諸論」『宗教研究』234、日本宗教学会学会、1977年、『宗教と時代』白石書店、1981年等。
- 2) 家塚高志「宗教教育の理念」「宗教教育の理論と実際」（鈴木出版、1985年）は、その典型である。
- 3) 山口和孝「日本の教育と宗教一人権問題の観点からみた教育と宗教をめぐる諸問題」「宗教法」第8号、宗教法学会、1989年、瀧澤信彦「宗教的理由による義務教育拒否をめぐる憲法問題」「宗教法」第13号、宗教法学会、1944年、中村睦男「子ども

- の信教の自由と学校の裁量」「季刊『教育法』92、エイデル研究所、1993年、棟居快行「学校教育における少数者の人権—公教育と国家の中立性」「日本教育法学会年報」第24号、1995年等。
- 4) 小泉洋一「フランスにおける宗教と教育—公教育のライシテ」「宗教法」第8号、日本宗教法学会、1989年に詳しい。
 - 5) 横口陽一「近代国民国家の憲法構造」東京大学出版会、1994年。山口和孝「多文化社会の教育と宗教をめぐる現代的課題」「教育学研究」第62巻第3号、日本教育学会、1995年等。
 - 6) 「宗教的情操教育に関する決議」第92回帝国議会、1947年8月15日。
 - 7) 佐藤幸治「現代法律学講座 憲法〔第3版〕」青林書院、1998年、499頁。
 - 8) 兼子仁「教育法」有斐閣、1979年、88頁。
 - 9) 佐藤・同上書、502頁。
 - 10) 杉原誠四郎「日本の神道・仏教と政教分離—そして宗教教育」文化書房博文社、1992年、281頁。百地章「政教分離解釈の方法をめぐって」「宗教法」第8号、宗教法学会、1989年等。
 - 11) 文化庁宗務課「明治以降宗教制度百年史」1970年はこの立場をとっている。
 - 12) 杉原・前掲書の他、日本宗教学会・前掲書等の代表的な宗教教育合憲論にみられる。
 - 13) 「岸本英夫集」第5巻、渋声社、1976年、275~278頁。
 - 14) 日本宗教学会「宗教教育の理論と実際」鈴木出版、1985年、15頁。
 - 15) 1955年の学習指導要領による社会科の構造改訂によって宗教の単元は消滅し、この教科書はなくなる。
 - 16) 田中耕太郎「教育基本法の理論」有斐閣、1961年、581頁。
 - 17) 教育法令研究會「教育基本法の解説」國立書院、1947年、120~123頁。
 - 18) 持田栄一他編「講座 教育行政」第1巻、協同出版社、1978年。中山建男「国家と宗教」有信堂、1965年。
 - 19) 日本宗教学会・前掲書、383~384頁。
 - 20) 文化庁宗務課・前掲書、414頁。
 - 21) 日本宗教学会の宗教教育論の主流は、ほとんどの立場を採用している。
 - 22) 田中・前掲書、80頁。
 - 23) 岸本・前掲書の他、「宗教學」大明堂、1961年。
 - 24) 高柳信一「日曜日訴訟と宗教者の自由」「専修法学論集」第43号、1986年。
 - 25) 林量倅「教育基本法の教育目的」「教育基本法 歴史と研究」新日本出版社、1998年。他に、山口和孝・前掲書がある。なお、杉原誠四郎「教育基本法の成立—「人格の完成」をめぐって」日本評論社、1983年の見解は対立的である。
 - 26) 山口和孝「子どもの教育と宗教」青木書店、1998年。
 - 27) 上田紀行「宗教クライシス」岩波書店、1995年、64頁。
 - 28) 渡辺昇一「かくて歴史は始まる—逆説の国・日本の文明が地球を包む」クロスト社、1992年。
 - 29) 島園進「現代宗教の可能性」岩波書店、1997年。
 - 30) 岸本・1976年・前掲書。
 - 31) この問題提起を契機として、絶対的な超越者を設定しない仏教・神道・儒教の位置づけ、また、宗教の形態論的把握か機能的理解かといった論議が展開されるが、本稿の主題からはずれるので立ち入らない。
 - 32) 天野貞祐編集代表「宗教的情操の教育」日本連合教育会、1968年。
 - 33) 田丸徳善「世俗化問題」「宗務時報」48、文化庁宗務課、1979年、7頁。
 - 34) 岸本・前掲書、30~31頁。
 - 35) 「道徳と教育」213、214、日本道徳学会、1979年。
 - 36) Berger, Peter, *The Scred Canopy: Elements of a Sociological Theory of Religion*, New York, Doubleday, 1967.
 - 37) 堀一郎・小口偉一監修「宗教学辞典」東京大学出版会、1973年。
 - 38) 小堀桂一郎「建国の思想と今上天皇」「Voice」PHP、1985年4月。
 - 39) 野口恒樹「日米両国に於ける政治と宗教との関係」「神道宗教」第87号、神道学会、1977年、28頁。
 - 40) J. スイングドー「世俗化問題に直面している宗教者会学」「思想」665、岩波書店、1997年、125頁。
 - 41) 中野毅「宗教と公的領域」「宗教研究」58、日本宗教学会、1983年、146頁。
 - 42) 谷本富「非常時の教育と宗教」1931年、暁鳥敏「日本教育道」1941年、小林一郎「立正安國論と宗教」1932年、牛島義友「信仰と教育」1933年、閔屋龍吉「教育と宗教」「宗教々育講座」1927年等。
 - 43) 山口和孝「『宗教的情操』教育の概念と史的考察」「科学と思想」35、新日本出版社、1980年。
 - 44) 澤柳政太郎「宗教と教育の関係」大谷大学尋源学会編「宗教と教育に関する学説及実際」1913年、8頁。
 - 45) 家塚高志「矢吹慶輝の宗教教育論」「宗教研究」

- 279, 日本宗教学会, 1989年.
- 46) 清水伸編『逐条日本国憲法審議録』日本世論調査研究所, 1962年, 581頁.
- 47) 日本宗教学会・前掲書, 30頁.
- 48) 堀一郎『聖と俗の葛藤』平凡社, 1975年.
- 49) 木田宏監修『証言 戦後の文教政策』第一法規出版, 1987年, 121頁.
- 50) 法務省調査意見局長官回答, 1949年2月11日, 「憲法89条の解釈について」内閣法制局監修『法制意見総覧全』, 17~16頁.
- 51) 木田・前掲書, 132頁.
- 52) 『文部省統計要覧』昭和52年.
- 53) 『宗教年鑑』(昭和51年度版).
- 54) 櫻井敬子「私学助成関係法」「季刊教育法』110号, エイデル研究所, 1997年, 51頁.
- 55) 小林直樹『憲法講義[改訂版] 下』(東京大学出版会, 1972年), 橋口陽一編『注釈・日本国憲法 下巻』(青林書院, 1988年), 大沢勝・永井憲一編『私学の教育権と公費助成』(勁草書房, 1973年), 中村睦男「私学助成の合憲性」「憲法訴訟と人権の理論』有斐閣, 1973年), 野上修市「私学助成の憲法論」「明治大学法律論叢』61卷4・5号等.
- 56) 櫻井・前掲書, 51頁.
- 57) 内野正幸『教育の権利と自由』有斐閣, 1944年, 橋口・前掲書, 長谷部恭男「私事としての教育と教育の公共性」「ジュリスト』1022号.
- 58) 杉原・前掲書, 下村哲夫編『学校の中の宗教』時事通信社, 1997年等. なお, 杉原は, 公立学校においても「相違の権利」による拒否権を認めれば「市民法」による秩序は崩壊するとし, 他方で公立学校での宗教尊重を唱えながら, 同時に公立学校における宗教的価値所有者への寛容を否定するという矛盾をおかしている.
- 59) 山折哲雄「オウム事件と日本宗教の『終焉』」「諸君』1995年6月.
- 60) カーレル・ドベラール『宗教のダイナミックス』ヨルダン社, 1992年.
- 61) ホセ・カサノヴァ『近代世界の公共宗教』玉川大学出版, 1997年, 289頁.
- 62) 同上書, 39頁.
- 63) 森田俊男「公宗教は宗教にどうとりくむか」「季刊人間と教育』16, 句報社, 1997年.

gender have been continued at school. However, in the interaction that competes with those elements above, "education about life and reproduction of life," "education about occupation and skill," "sexual education," and "gender-free discrimination" have been creating contents for Gender-fair education.

However, in the recent government announcement the problem of gender-equity education was not discussed as an educational policy for the 21st century. From now on, it will be thought important

that the modern school which has contributed to industrial development and state control should be reviewed for the purpose of promoting gender-equity education. Furthermore, both parents and students should reach mutual agreement on gender-equity education, and course of studies should be of local citizen's own creation.

Key words Coeducation/Gender/Gender-based education/Hidden curriculum/Gender-equity education

Tasks and Controversies Centering on Postwar Religion and Education Historical Issues on Religion and Education in Modern Japan

Kazutaka Yamaguchi (*Saitama University*)

Although religion in public education should have been an important issue in post-war Japan, Educators have paid little attention to it because the Constitution and the Fundamental Law of Education stipulate separation between them. On the contrary, the religious academic world has been concerned about the introduction of religious education into public education. Today's moral deterioration over children threshes out once more an old

controversy.

The paper makes a historical survey of controversy on religion and public education in post World War II Japan by focusing upon major arguments between the religious academic world and education.

Key words religious freedom/religious sentiment education/separation between religion and state

Review of Controversies and Cases Concerning Political Education and Political Neutrality in Education

Akira Sato (*National Institute for Educational Research of Japan*)

Article VIII, Clause I of the Fundamental Law of Education states that the political knowledge necessary for intelligent citizenship shall be valued in education. Clause 2 states that schools, prescribed by law, shall refrain from political education or other political activities for or against any specific political party.

The aim of this paper is to investigate the effect of Article VIII of the Fundamental Law of Education upon legislation and educational administration about political education by reviewing related controversies and cases that arose after the enactment of that Law. The Constitution of Japan and the Fundamental Law of Education were influenced by America's legislative history. Accordingly, court

cases concerning free speech rights of teachers in America are examined to discuss the Article VIII in international perspective.

The effect of Article VIII may be briefly summarized in the following outline. Clause 1 was not effective in fostering the political education necessary to cultivate in students the political moral and critical sense essential for citizenship in democracy. The merits and demerits of Clause 2 are balanced, because it brought legislation and ruling to limit the political activities of teachers and students, as a result largely of such legislation or ruling, the legislative intention of Clause 1 has been poorly carried out, while on the other hand such legislation and ruling are as valid as American cases to keep the